令和7年度(2025年度) 宮城県仙台西高等学校 教育実習生の受け入れについて

- 1 受け入れの原則
- (1) 教職に就く意志があり、真摯に実習に取り組む意欲にあふれる者。
- (2) 原則として教育実習実施予定の年度内に所定の単位修得が取得でき、かつ卒業可能な者であること。
- 2 申込受付の時期

実習希望年度前年の令和6年4月10日(水)から、令和6年5月10日(金)までとし、受け入れ人数に余裕がある場合はこれ以後でも受け付ける場合がある。

3 受け入れ人数に関すること

本校の教育活動に支障がある場合受け入れない。

- 4 受け入れ手順に関すること
- (1) 本校での教育実習を希望する者は、実習希望年度の前年(令和6年)に、電話により教務部教育実習係に、教育実習を申し込みたい旨を申し出る。
- (2)「教育実習申込書」をダウンロードし、A4版に印刷した後、手書きで必要事項を 記入する。令和6年4月10日~5月10日の本校授業実施日に来校し、「教育実習 申込書」、「本校での教育実習に対する抱負」を提出し、申込を行う。なお、事前に 教育実習係に電話で来校日時の確認をすること。また、特定教科に申込者が集中して いる状況がある場合等、期間内であっても申込を受け付けられない場合があるのであ らかじめ留意し、早めに申し込みを行うこと。
- (3) 学校は令和6年5月下旬までに教育実習受け入れ(仮)の可否を通知する。教育実習の受け入れ(仮)が決定した者は、ただちに、本校教務部教育実習係に、在籍する大学から預かった書類、本校から大学または本人に返送する書類を郵送にて提出すること。(返信用の封筒に切手を貼り、返送先を明記したものを同封すること)提出期限は令和6年8月23日(金)とする。
- 5 教育実習の時期

令和7年6月中旬からとし、2週間または3週間を原則とする。(予定)

- 6 その他
 - (1) 内諾決定の後、実習生としてふさわしくない行為等があれば、内諾決定を取り消すこともある。
 - (2) 実習内諾を受けた場合、辞退することはできない。やむを得ず辞退するときは、その理由を添えて、大学を通じて文書で報告すること。